

第2次小櫃川流域生活排水対策推進計画

平成24年3月

君 津 市

目 次

第1章 計画及び小櫃川流域の概要	2
1 計画の背景	2
2 計画の位置づけ	3
3 小櫃川流域の概要	3
4 人口	4
第2章 水質の現状	5
1 環境基準の設定状況	5
2 環境基準の達成状況	5
3 水質測定結果（経年変化）	6
第3章 生活排水処理状況	9
1 前計画における目標	9
2 君津市における生活排水処理率の達成状況	10
3 君津市における生活系汚濁負荷量目標の達成状況	11
4 木更津市における生活排水処理率の達成状況	12
5 木更津市における生活系汚濁負荷量目標の達成状況	13
6 袖ヶ浦市における生活排水処理率の達成状況	14
7 袖ヶ浦市における生活系汚濁負荷量目標の達成状況	15
8 小櫃川流域内における生活排水処理率の達成状況	16
9 小櫃川流域内における生活系汚濁負荷量目標の達成状況	17
第4章 計画の基本的方針及び目標と課題	18
1 計画の基本方針	18
2 目標	19
3 課題	19
第5章 推進計画	20
1 生活排水処理施設の整備に関する事項	20
2 生活排水対策に係る啓発に関する事項	21

第1章 計画及び小櫃川流域の概要

1 計画の背景

我が国は、昭和40年以降の高度経済成長期にめざましい発展をとげましたが、同時に大気汚染や水質汚濁等の公害が大きな社会問題となりました。このような状況のなかで、行政は公害防止のための様々な施策を講じてきました。

公共用水域の汚濁については、昭和45年に水質汚濁防止法が制定され、事業所の排水に対する規制強化の結果により水質は一定程度改善されましたが、生活排水については、公共下水道等の処理施設整備が必ずしも十分でない状況にあるため、未処理のまま河川に流れ込み、水質汚濁の大きな要因となっています。

このようなことから、国は平成2年6月に水質汚濁防止法を改正し、行政をはじめ国民一人ひとりが生活排水対策に取り組まなければならないことを明文化しました。なかでも、特に生活排水対策を重点的に推進する必要がある地域については、都道府県が生活排水対策重点地域として指定し、その地域内の市町村は、「生活排水対策推進計画」を策定し、処理施設整備や住民啓発等の生活排水対策を推進していくこととしました。

小櫃川は水質汚濁に係る環境基準を達成しておりましたが、東京湾アクアラインの開通により流域内の人口増加が見込まれ、生活排水による水質汚濁が進行するおそれがあることから、千葉県は平成7年3月に小櫃川流域を生活排水対策重点地域として指定しました。

このため、小櫃川流域にある君津市、木更津市、袖ヶ浦市の3市では、平成8年3月に「生活排水対策推進計画」を策定し、汚濁負荷量の削減に取り組んできたところであり、小櫃川の水質汚濁に係る環境基準については、現時点では達成されており、富栄養化の要因である全窒素についても、わずかですが減少している状況です。

当該計画については、平成23年3月で期間が満了しますが、水質の向上を図るため、引き続き生活排水対策に取り組む必要があることから、ここに「第2次生活排水対策推進計画」を策定いたしました。

2 計画の位置づけ

生活排水対策には、合併処理浄化槽の普及や農業集落排水施設への接続率向上といったハード面の対策から、市民啓発などソフト面の対策まで、多岐に及ぶため、計画策定にあたっては、関係部署と連携しながら、「君津市総合計画」や「君津市環境基本計画」、「君津市農業集落排水事業基本計画」、「君津市一般廃棄物処理基本計画」といった、上位計画との整合を図るとともに、社会情勢や環境の状況の変化などがあったときは、見直しを行うこととします。

3 小櫃川流域の概要

小櫃川は、房総丘陵の清澄山系に源を発し、君津市、木更津市、袖ヶ浦市を流下して東京湾に注ぐ、流路延長 88.0 km、流域面積 273.2 km²の 2 級河川です。

小櫃川水系には、小櫃川をはじめ、御腹川、笹川、大森川の 3 つの 2 級河川、大坂川、日の出沢川、踊沢川の 3 つの砂防指定地、準用河川の雨城川があり、上流域には総貯水量 1,475 万トン誇る県内最大級の亀山ダムがあります。

生活排水対策重点地域には、小櫃川とそれに流れ込む支流を含む、すべての河川が対象となります。

小櫃川水系の概要

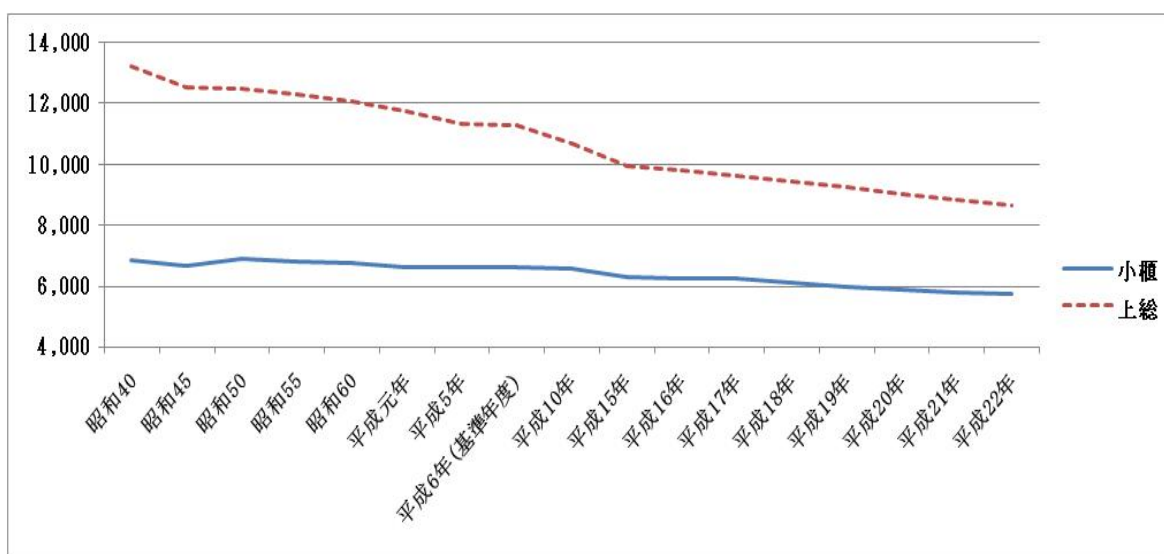
河川名	種類	区 間		流路 延長 (km)	流域 面積 (km ²)
		上流端	下流端		
小 櫃 川	2 級	君津市札郷支川合流点	海へ至る	88.00	273.20
御 腹 川	2 級	県道大多喜上総線 宮川橋下流端	小櫃川合流点	17.10	23.80
大 森 川	2 級	君津市浦田地先	小櫃川合流点	2.60	10.40
笹 川	2 級	君津市笹地先	小櫃川合流点	21.00	22.60
大 坂 川	砂防	—	—	3.92	—
日の出沢川	砂防	—	—	1.4	—
踊 沢 川	砂防	—	—	2.15	—
雨 城 川	準用	—	—	0.95	—

4 人口

小櫃川流域内（小櫃地区及び上総地区）の人口及び世帯数の推移は、下記のとおりです。

両地区の合計人口は一貫して減少傾向にあり、前計画の基準年度である平成6年と比べ、約4,000人減少しています。

現在のところ、両地区に大規模な開発計画はないことから、大幅に人口が増える可能性は小さいと思われます。



第2章 水質の現状

1 環境基準の設定状況

水質汚濁にかかる環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められています。

前者は、全公共用水域に対して一律の基準を適用し、かつ直ちに達成されるべきものとされており、現在 27 項目が設定されています。後者は、河川、湖沼、海域別に利用目的に応じて水質を類型化し、その類型に該当する水域を指定するという方式がとられています。

君津市内では、小櫃川と御腹川の合流点を境に上流がA類型、下流がB類型となるほか、小櫃川支流の御腹川が全域でA類型となっています。また、亀山ダムには湖沼の環境基準が適用され、全域がA類型となっています。

2 環境基準の達成状況

(1) 河川

河川に係る環境基準の達成状況は、BODについては75%値（年間の全測定値のうち小さい方から数えて全体の75%に該当する値）で評価することとされています。

平成22年度の測定値を環境基準と比較すると、下記のとおりとなり、全地点で環境基準を達成しています。

小櫃川・御腹川における環境基準（BOD）の達成状況（平成22年度）

測定地点		市名	基準値 (mg/ℓ)	75%値 (mg/ℓ)	判定
小 櫃 川	新釜生橋	君 津 市	2 以下	1. 0	○
	雨 城 橋	君 津 市		1. 5	○
	岩 田 橋	君 津 市		1. 5	○
	西賀和橋	君 津 市	3 以下	1. 5	○
	今間新橋	木更津市		1. 4	○
	宮 川 橋	袖ヶ浦市		1. 4	○
	椿 橋	木更津市		1. 4	○
	万 年 橋	木更津市		1. 7	○
	小 櫃 堰	木更津市		2. 0	○
	小 櫃 橋	袖ヶ浦市		1. 9	○
	金 木 橋	木更津市		1. 8	○
御 腹 川	御腹川橋	君 津 市	2 以下	1. 2	○

(2) 湖沼

湖沼に係る環境基準の達成状況は、CODについては75%値（年間の全測定値のうち、小さい方から数えて全体の75%に該当する値）で評価することとされています。

平成22年度の測定値を環境基準と比較すると、下記のとおりとなり、全地点で環境基準を達成できない状況となっています。

亀山ダムにおける環境基準（COD）の達成状況（平成22年度）

測定地点		基準値 (mg/l)	75%値 (mg/l)	判定
亀山ダム 貯水池	藤 林 大 橋	3 以下	6 . 8	×
	折 木 沢 橋		6 . 6	×
	ダ ム 堰 堤		6 . 8	×
	豊 田 大 橋		7 . 6	×
	小 月 橋		6 . 8	×

3 水質測定結果（経年変化）

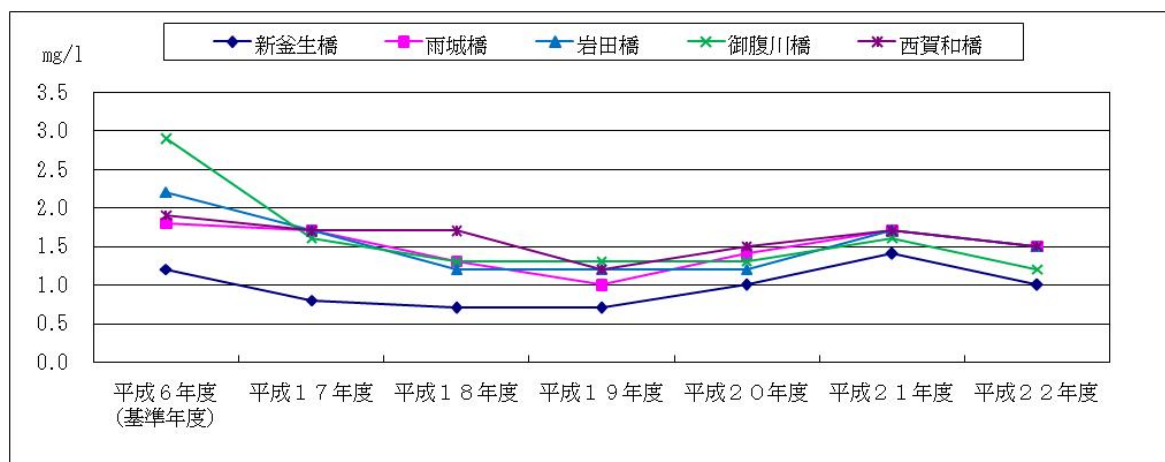
前計画の基準となった平成6年度及び17～22年度の水質測定結果は下記のとおりです。

まず、小櫃川と御腹川のBODについては、平成6年度に比べ減少しており、全地点で環境基準（A類型：2.0 mg/l、B類型：3.0 mg/l）を満たしています。

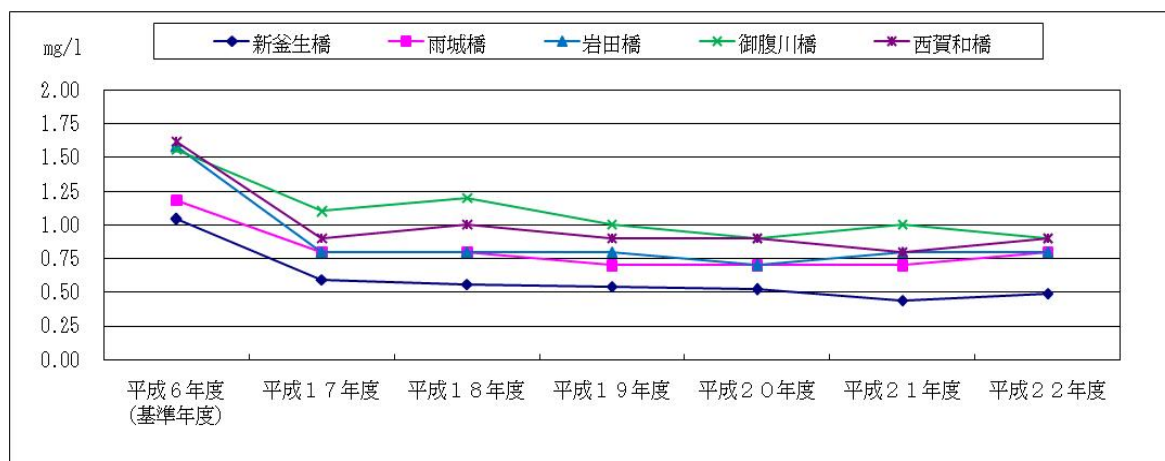
富栄養化の原因となる全窒素と全りんについても、BOD同様に減少傾向にあります。

亀山ダムについては、CODの環境基準を達成できない状態が続いていますが、全窒素は減少傾向、全りんは横ばいとなっています。

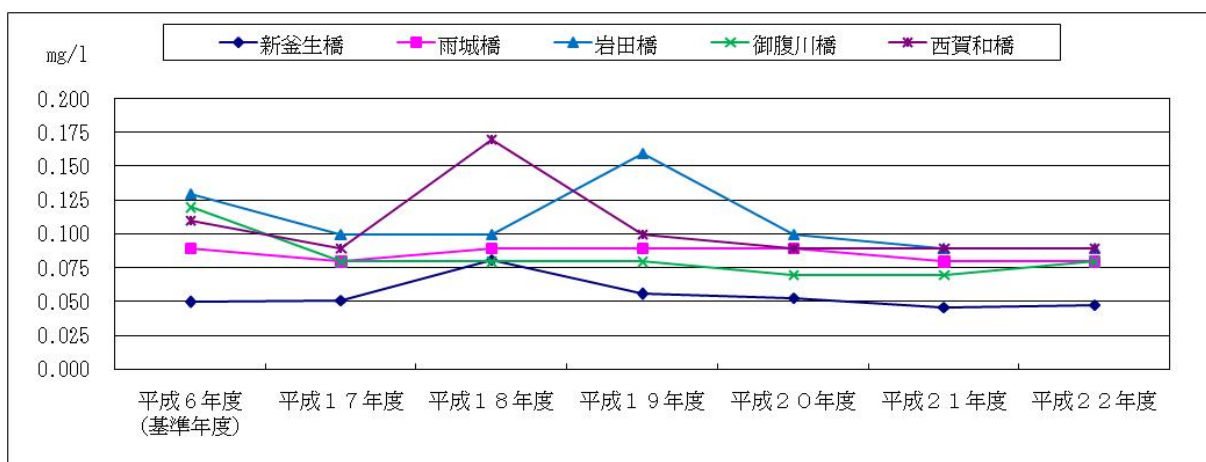
小櫃川・御腹川におけるBOD（75%値）の経年変化



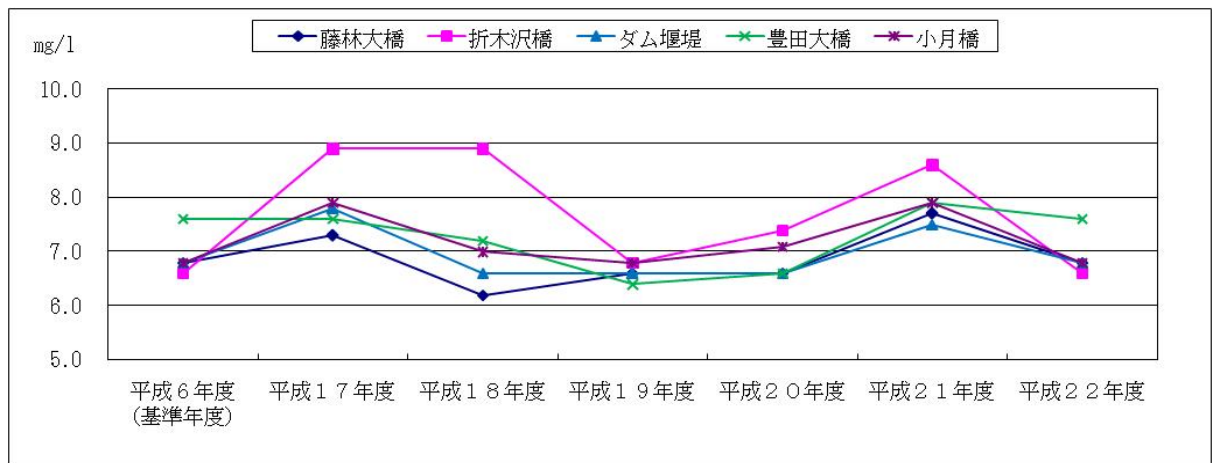
小櫃川・御腹川における全窒素（平均値）の経年変化



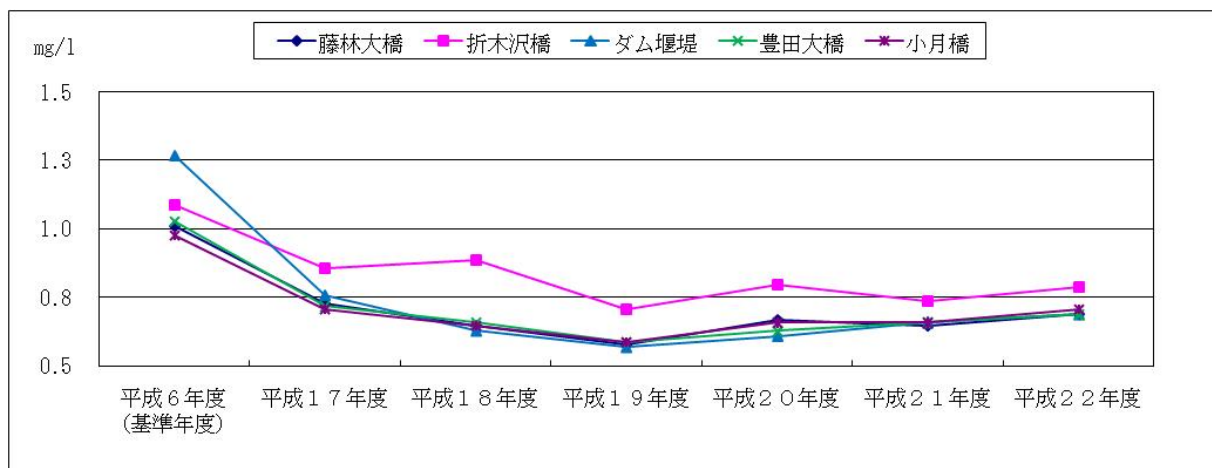
小櫃川・御腹川における全りん（平均値）の経年変化



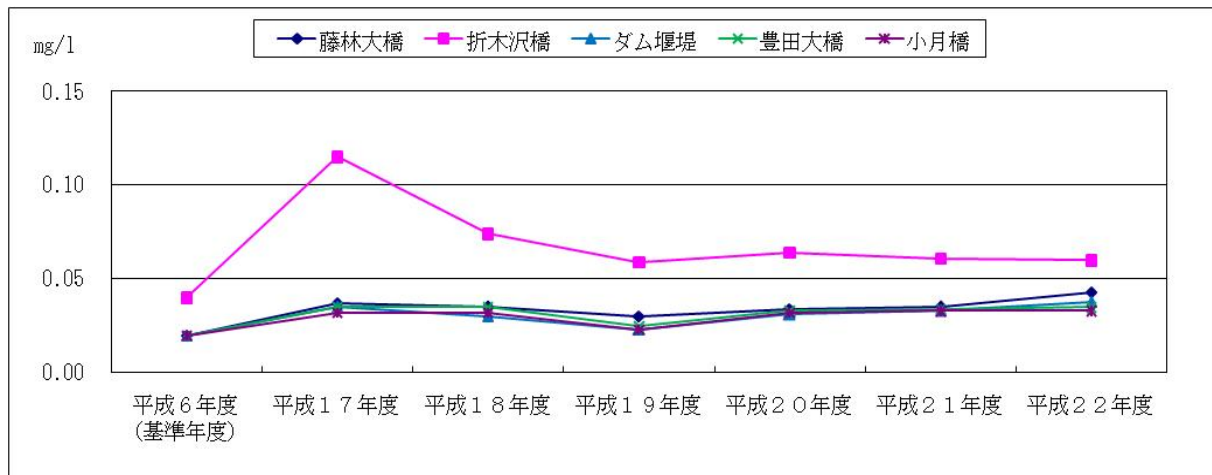
亀山ダムにおけるCOD（75%値）の経年変化



亀山ダムにおけるT-N（平均値）の経年変化



亀山ダムにおけるT-P（平均値）の経年変化



第3章 生活排水処理状況

1 前計画における目標

【生活排水の処理目標】

平成22年度における人口の約4割が、生活排水を適切に処理する。

また、木更津市、袖ヶ浦市を含めた、小櫃川流域では、平成22年度における人口の約7割が生活排水対策を適切に処理すること。

【水質改善の目標】

生活系汚濁負荷量を約4割削減する。

また、木更津市、袖ヶ浦市を含めた小櫃川流域では、生活系汚濁負荷量を約7割削減する。

※ 生活系汚濁負荷量については、計画策定から相当年数が経過したため、現在の千葉地域公害防止計画で使用している原単位により再計算して評価します。

2 君津市における生活排水処理率の達成状況

平成 22 年度における生活排水処理率については、達成目標値 41.8%に対し、実績が 23.5%となったため、目標を達成できませんでした。

平成 12 年の浄化槽法改正に伴い、単独処理浄化槽の製造が禁止され、新規に設置できなくなったことから、合併処理浄化槽は大きく普及しました。

しかしながら、重点地域内における農業集落排水施設の整備は、折木沢地区にとどまっているため、目標を達成できなかったと考えられます。

生活排水処理率の達成状況（君津市）

		目標値	基準年度 (平成6年度)	平成22年度
重点地域内人口		18,045 人	17,802 人	14,044 人
生活排水処理人口		7,542 人	1,243 人	3,302 人
生活排水処理率		41.8 %	7.0 %	23.5 %
内 訳	公共下水道人口	0 人	0 人	0 人
	公共下水道普及率	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	合併処理浄化槽人口	3,667 人	1,243 人	2,999 人
	合併処理浄化槽処理率	20.3 %	7.0 %	21.4 %
	農業集落排水施設人口	3,875 人	0 人	303 人
	農業集落排水処理率	21.5 %	0.0 %	2.2 %
	その他生活排水処理人口	0 人	0 人	0 人
	その他生活排水処理率	0.0 %	0.0 %	0.0 %

3 君津市における生活系汚濁負荷量目標の達成状況

処理形態別のBOD（生物化学的酸素要求量）削減率は下記のとおりで、削減目標は達成できました。

BOD（生物化学的酸素要求量）削減率（君津市）

区 分	汚濁負荷量 原単位 (g/人・日)	平成6年度（基準年度）		平成22年度（目標）		平成22年度（実績）	
		地域内処理 人口（人）	生活系 汚濁負荷量 (kg/日)	地域内処理 人口（人）	生活系 汚濁負荷量 (kg/日)	地域内処理 人口（人）	生活系 汚濁負荷量 (kg/日)
合併処理浄化槽 (501人以上)	7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合併処理浄化槽 (500人以下)	13.9	1,243	17.3	3,667	51.0	2,999	41.7
単独処理浄化槽	48.6	6,159	299.3	4,484	217.9	8,356	406.1
農業集落排水施設	7	0	0.0	3,875	27.1	303	2.1
し尿汲み取り	43.2	10,440	451.0	6,019	260.0	2,386	103.1
公共下水道	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計		17,842	767.6	18,045	556.0	14,044	553.0
平成6年度に対する 削減率（％）				—	27.6	—	28.0

※ 生活系汚濁負荷量は、地域内処理人口に汚濁負荷量原単位を乗じて算出。

※ 算出にあたっては、千葉地域公害防止計画で用いた汚濁負荷量原単位を使用。

4 木更津市における生活排水処理率の達成状況

木更津市の生活排水処理率の達成状況は下記のとおりで、目標は達成できませんでした。

生活排水処理率の達成状況（木更津市）

		目標値	基準年度 (平成6年度)	平成22年度
重点地域内人口		43,309 人	31,833 人	33,729 人
生活排水処理人口		35,651 人	3,291 人	23,340 人
生活排水処理率		82.3 %	10.3 %	69.2 %
内 訳	公共下水道人口	26,334 人	0 人	5,462 人
	公共下水道普及率	60.8 %	0.0 %	16.2 %
	合併処理浄化槽人口	2,317 人	2,062 人	17,878 人
	合併処理浄化槽処理率	5.3 %	6.5 %	53.0 %
	農業集落排水施設人口	7,000 人	1,229 人	0 人
	農業集落排水処理率	16.2 %	3.9 %	0.0 %
	その他生活排水処理人口	0 人	0 人	0 人
	その他生活排水処理率	0.0 %	0.0 %	0.0 %

5 木更津市における生活系汚濁負荷量目標の達成状況

木更津市の生活系汚濁負荷量目標の達成状況は下記のとおりで、目標は達成できませんでした。

BOD（生物化学的酸素要求量）削減率（木更津市）

区 分	汚濁負荷量 原単位 (g/人・日)	平成6年度（基準年度）		平成22年度（目標）		平成22年度（実績）	
		地域内処理 人口（人）	生活系 汚濁負荷量 (kg/日)	地域内処理 人口（人）	生活系 汚濁負荷量 (kg/日)	地域内処理 人口（人）	生活系 汚濁負荷量 (kg/日)
合併処理浄化槽 (501人以上)	7	544	3.8	612	4.3	5,328	37.3
合併処理浄化槽 (500人以下)	13.9	1,518	21.1	1,705	23.7	12,550	174.4
単独処理浄化槽	48.6	22,158	1076.9	6,757	328.4	7,747	376.5
農業集落排水施設	7	1,229	8.6	7,000	49.0	0	0.0
し尿汲み取り	43.2	6,384	275.8	901	38.9	2,642	114.1
公共下水道	0	0	0.0	26,334	0.0	5,462	0.0
合 計		31,833	1386.2	43,309	444.3	33,729	702.4
平成6年度に対する 削減率（%）				－	67.9	－	49.3

※ 平成6年度及び平成22年度目標の合併処理浄化槽人口については、平成22年度の合併処理浄化槽人口の比率により501人以上と500人以下に按分しています。

6 袖ヶ浦市における生活排水処理率の達成状況

袖ヶ浦市の生活排水処理率の達成状況は下記のとおりで、目標は達成できませんでした。

生活排水処理率の達成状況（袖ヶ浦市）

		目標値	基準年度 (平成6年度)	平成22年度
重点地域内人口		16,490 人	13,444 人	14,444 人
生活排水処理人口		14,178 人	1,667 人	8,688 人
生活排水処理率		86.0 %	12.4 %	60.1 %
内 訳	公共下水道人口	5,880 人	0 人	1,082 人
	公共下水道普及率	35.7 %	0.0 %	7.5 %
	合併処理浄化槽人口	1,844 人	1,667 人	5,544 人
	合併処理浄化槽処理率	11.2 %	12.4 %	38.4 %
	農業集落排水施設人口	6,454 人	0 人	2,062 人
	農業集落排水処理率	39.1 %	0.0 %	14.3 %
	その他生活排水処理人口	0 人	0 人	0 人
	その他生活排水処理率	0.0 %	0.0 %	0.0 %

7 袖ヶ浦市における生活系汚濁負荷量目標の達成状況

袖ヶ浦市の生活系汚濁負荷量目標の達成状況は下記のとおりで、目標は達成できませんでした。

BOD（生物化学的酸素要求量）削減率（袖ヶ浦市）

区 分	汚濁負荷量 原単位 (g/人・日)	平成6年度（基準年度）		平成22年度（目標）		平成22年度（実績）	
		地域内処理 人口（人）	生活系 汚濁負荷量 (kg/日)	地域内処理 人口（人）	生活系 汚濁負荷量 (kg/日)	地域内処理 人口（人）	生活系 汚濁負荷量 (kg/日)
合併処理浄化槽 (501人以上)	7	422	3.0	467	3.3	968	6.8
合併処理浄化槽 (500人以下)	13.9	1,245	17.3	1,377	19.1	4,576	63.6
単独処理浄化槽	48.6	8,904	432.7	2,093	101.7	2,818	137.0
農業集落排水施設	7	0	0.0	6,454	45.2	2,062	14.4
し尿汲み取り	43.2	2,873	124.1	219	9.5	2,938	126.9
公共下水道	0	0	0.0	5,880	0.0	1,082	0.0
合 計		13,444	577.1	16,490	178.8	14,444	348.7
平成6年度に対する 削減率（%）				－	69.0	－	39.6

※ 平成6年度及び平成22年度目標の合併処理浄化槽人口については、平成22年度の合併処理浄化槽人口の比率により501人以上と500人以下に按分しています。

8 小櫃川流域内における生活排水処理率の達成状況

木更津市、袖ヶ浦市を含めた小櫃川流域内における生活排水処理率は下記のとおりで、目標は達成できませんでした。

小櫃川流域における生活排水処理率（全域）

	目標値	基準年度 (平成6年度)	平成22年度
重点地域内人口	77,844 人	63,079 人	62,217 人
生活排水処理人口	57,371 人	6,201 人	35,330 人
生活排水処理率	73.7 %	9.8 %	56.8 %
内 訳	公共下水道人口	32,214 人	0 人
	公共下水道普及率	41.4 %	0.0 %
	合併処理浄化槽人口	7,828 人	4,972 人
	合併処理浄化槽処理率	10.1 %	7.9 %
	農業集落排水施設人口	17,329 人	1,229 人
	農業集落排水処理率	22.3 %	1.9 %
	その他生活排水処理人口	0 人	0 人
	その他生活排水処理率	0.0 %	0.0 %

9 小櫃川流域内における生活系汚濁負荷量目標の達成状況

木更津市、袖ヶ浦市を含めた、小櫃川流域内におけるBODの削減率は下記のとおりで、目標は達成できませんでした。

しかしながら、合併処理浄化槽が目標よりも多く普及し、汚濁負荷量原単位の値が比較的大きい汲み取りの人口が減少したため、汚濁負荷量の値は大きく減少しました。

BOD（生物化学的酸素要求量）の削減率（全域）

区 分	汚濁負荷量 原単位 (g/人・日)	平成6年度（基準年度）		平成22年度（目標）		平成22年度（実績）	
		地域内処理 人口（人）	生活系 汚濁負荷量 (kg/日)	地域内処理 人口（人）	生活系 汚濁負荷量 (kg/日)	地域内処理 人口（人）	生活系 汚濁負荷量 (kg/日)
合併処理浄化槽 (501人以上)	7	1,069	7.5	1,683	11.8	6,296	44.1
合併処理浄化槽 (500人以下)	13.9	3,903	54.3	6,145	85.4	20,125	279.7
単独処理浄化槽	48.6	37,221	1,808.9	13,334	648.0	18,921	919.6
農業集落排水施設	7	1,229	8.6	17,329	121.3	2,365	16.6
し尿汲み取り	43.2	19,657	849.2	7,139	308.4	7,966	344.1
公共下水道	0	0	0.0	32,214	0.0	6,544	0.0
合 計		63,079	2,728.5	77,844	1,174.9	62,217	1,604.1
平成6年度に対する 削減率（%）				－	56.9	－	41.2

※ 平成6年度及び平成22年度目標の合併処理浄化槽人口については、平成22年度の合併処理浄化槽人口の比率により501人以上と500人以下に按分しています。

第4章 計画の基本方針及び目標と課題

1 計画の基本方針

生活排水対策は、生活排水による公共用水域の汚濁低減を図るため、以下のとおり基本方針を定めます。

(1) 生活排水処理施設の普及促進

前計画の策定から15年が経過し、し尿処理の水洗化など衛生に関する意識の向上がうかがえます。

しかしながら、君津市では、汚濁負荷量原単位が比較的大きな数値となる単独処理浄化槽が多く、生活排水の大半が未処理のまま放流されています。

このため、現在単独処理浄化槽及び汲み取りによるし尿処理を行っている家庭に対し合併処理浄化槽への転換を促します。

(2) 家庭での浄化対策の推進

河川の汚濁の主な原因は家庭にあることから、家庭における浄化対策が最も効果的だと考えられます。君津市では、家庭における浄化対策が定着するよう、広報、ホームページにより啓発に努めます。

(3) 水に対する意識の高揚

生活排水対策においては、一人ひとりが川に目を向け、「水をきれいにする」という気持ちを持つことが重要です。

そこで、君津市では、イベント等による啓発活動や環境学習の推進により、人々の意識の高揚を図ります。

(4) 水環境の保全の推進

きれいな川を維持していくには、水源である湧水を保全していく必要があります。君津市では、谷津及び周辺の雑木林を水源涵養地域として保全に努めることとします。

2 目標

【目標年度】

目標年度は平成 37（2025）年度とします。

【生活排水対策の処理目標】

平成 37（2025）年度における人口の約 4 割が、生活排水を適切に処理することとします。

なお、木更津市、袖ヶ浦市を含めた小櫃川流域では、平成 37（2025）年度における人口の約 7 割が生活排水を適切に処理することとします。

【水質改善の目標】

生活系汚濁負荷量を、平成 6 年度と比較して約 4 割削減することとします。なお、木更津市、袖ヶ浦市を含めた小櫃川流域では、生活系汚濁負荷量を約 7 割削減することとします。

3 課題

水質の測定結果や汚濁負荷量の集計結果から明らかになった課題は以下のとおりです。

- (1) 小櫃川の水質（BOD）は全地点で環境基準を達成しているものの、上流域にある亀山ダムでは、水質（COD）の環境基準を一度も達成できていない。

BODとCODを単純比較できませんが、亀山ダムでは全域がA類型に指定されてから一度も環境基準を達成できていないため、上流域の水質改善が急務となっています。

- (2) 生活排水対策の大部分を、個人の整備に依存せざるを得ない。

君津市における重点地域は、公共下水道の整備計画の区域外になるほか、農業集落排水施設についても、今後、折木沢地区以外へ拡大する予定はありません。

このため、生活排水を処理するには合併処理浄化槽以外に手段がなく、生活排水対策の大部分を、個人による整備に依存しています。

合併処理浄化槽の普及のための支援の方策について、検討していく必要があります。

第5章 推進計画

1 生活排水処理施設の整備に関する事項

私たちが、日常の生活を営むことによって排出される排水のことを「生活排水」と言います。この生活排水は、し尿のほか、台所、洗濯、風呂などのいわゆる生活雑排水から成り、一人が1日に排出する生活排水量は、200ℓとされており、汚れ（BOD）は40g（環境省資料）とされています。これは1ℓ中にBODが200mgあるということで、比較的水質の汚濁に強いとされるコイやフナで生活できる水質は5mg/ℓであることから考えると、私たちが排出する生活排水が水環境へ及ぼす影響は高いものと言えます。

家庭からの生活排水等を処理するには、汚濁負荷量原単位が0となる公共下水道が望ましいものの、重点地域内に整備計画がない君津市においては、合併処理浄化槽に頼らざるを得ません。

排出される生活排水を処理する浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿と生活雑排水も併せて処理する合併処理浄化槽があります。

一人が1日で排出する生活排水のBOD量（40g）は、し尿13g、生活雑排水27gに分けることができます。単独処理浄化槽の場合、し尿のみを処理することになるので、下図のとおり、し尿を5gに減少させますが、生活排水のBODはそのまま放流されることになり、放流水質のBOD量は32gになります。

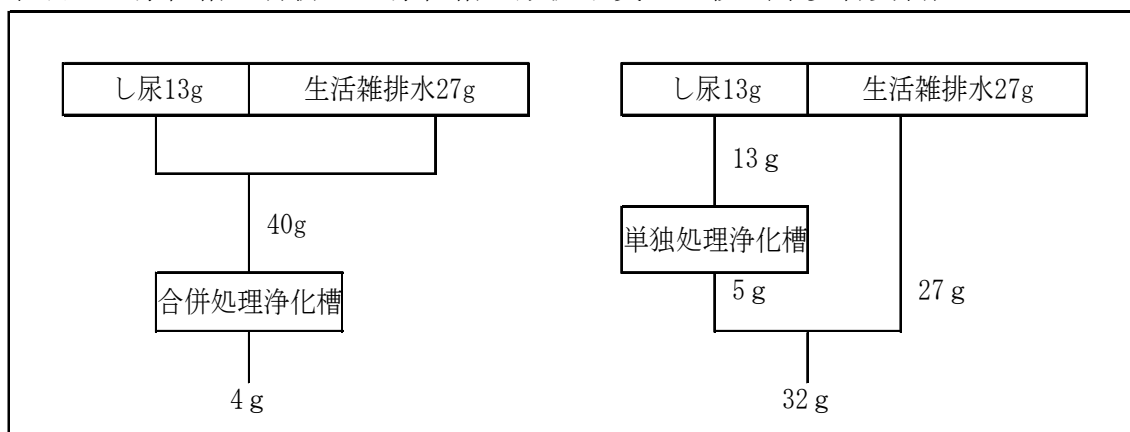
一方で合併処理浄化槽の場合は、し尿・生活雑排水を併せて処理するため、放流水質のBOD量は4gとなり、単独処理浄化槽に比べ8分の1に減少します。

公共用水域に生活排水を流す場合、平成12年の浄化槽法の一部改正により、単独処理浄化槽の製造・設置が禁止されたため、新たに浄化槽を設置する場合は合併処理浄化槽を設置することとなります。

また、現在では環境問題への関心の高まりを受け、よりBODを除去でき、生活排水に含まれる窒素やリンを除去する機能をもった高度処理型合併処理浄化槽が以前よりも多く設置されるようになり、排出される生活排水の一層の浄化が期待されます。

このことから、かねてより実施しているパンフレット等による合併処理浄化槽のPRを今後も続けていくこととし、さらなる普及を図ります。

単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の放流水質の比較（環境省資料）



2 生活排水対策に係る啓発に関する事項

(1) 水に関するイベントの実施

生活排水対策は、一人ひとりが各家庭からの排水が水質汚濁とどうかかわっているか知ることが大切です。

そこで、環境フェアなどのイベントを通じて、水質汚濁の現状や家庭でできる生活排水対策について、パネルやパンフレットなどによりPRしていきます。

(2) 地区における学習会等の開催

生活排水対策を実施するにあたり、その地区に根差した取組みが定着することが重要となります。小櫃川及びその支流の汚濁状況あるいはとるべき対策も地区により異なることから、地区の特性に合わせて対策を講じる必要があります。

そこで、君津市では、生活排水対策のための学習会の開催などにより、具体的な対策についての情報提供に努めます。

(3) 浄化槽の適正管理の推進

浄化槽は、微生物の働きにより水中の有機物を分解するものであるため、常に微生物の繁殖活動をしやすい環境に保つことが重要です。特に微生物は、一度環境が悪くなり死滅すると回復が容易でなく、その間、汚濁物質が分解処理されることなく河川に放流されることとなります。

このようなことから、浄化槽法では保守点検と清掃を定期的に行うとともに、法定検査を受けることが設置者に義務づけられています。

具体的には、下記のような義務があります。

- ・浄化槽の保守点検は、専門的な技術を持っていない場合は、知事に申請し登録した保守点検業者に委託して行う。

- ・浄化槽内のスカムや汚泥の引き出し等の清掃は、君津市の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託して行う。

- ・法定検査は使用開始後の4～8か月の間と、その後1年に1回は県が指定した検査機関により受けなければならない。

君津市では、かねてよりパンフレット等によるPRを行ってきており、今後も継続して呼びかけていくこととします。

(4) 湧水の保全と水源涵養地域の整備

河川は、台地などの斜面をつたって低地に流入した雨水や、雨水が地下浸透してできた地下水が少しずつ湧き出してできた水が集まってできたものです。

河川の水質を保全するためには、環境基準との比較にとどまらず、「雨→地下水→湧水→河川」という水循環が恒常的になされるよう、水そのものの循環にも目を向けていく必要があります。

君津市内には多くの自噴井戸があり、湧水に恵まれた土地であると言えます。しかし、湧水は無限に存在するものではなく、無計画に使用してはやがて枯れてしまう可能性もあります。

この水循環を維持するために、君津市では湧水保全や水源涵養地域の森林整備に努めるとともに、この取組みがさらに広がるよう啓発に努めます。